

平成22年度第1回千葉市国民保護協議会会議録

1 日時： 平成22年7月9日（金） 午後3時～午後4時

2 場所： 千葉市役所8階 正庁

3 出席者

（会長） 千葉市長 熊谷俊人

（委員） 下表のとおり（委員数46名中、42名出席）

	機関名	役職	出席者氏名	備考
国	関東地方整備局	千葉国道事務所防災情報課専門職	伊藤 久光	代理出席
	関東運輸局	千葉運輸支局首席運輸企画専門官	齋藤 隆	代理出席
	第三管区海上保安本部	千葉海上保安部警備救難課第二警備係長	中村 鉄郎	代理出席
	陸上自衛隊	高射学校企画室防衛幹部	沖沢 稔	代理出席
県	千葉県	危機管理監	菊地 通雅	
	千葉県水道局	千葉水道事務所次長	笠原 彰	代理出席
	千葉県警察	千葉市警察部長	池田 雅一良	
市	千葉市	副市長	藤代 謙二	
		副市長	徳永 幸久	
		教育長	志村 修	
		消防局長	安川 光雄	
		総務課長	稲生 勝義	代理出席
		市民局長	鈴木 英一	
		保健福祉局長	中西 一成	
		都市総務課長	豊田 滋貴	代理出席
		建設総務課長	深山 博司	代理出席
		水道局長	篠原 政廣	
		会計管理者	宮野 光正	
指定公共機関・指定地方公共機関	独立行政法人放射線医学総合研究所	基盤技術センター安全・施設部長	小原 薫	代理出席
	日本赤十字社	救護福祉課長	増田 文仁	代理出席
	日本放送協会	千葉放送局副局長	愛敬 一幸	代理出席
	東日本高速道路株式会社			欠席
	成田国際空港株式会社	総合安全推進室長	徳野 淳彦	
	東日本電信電話株式会社	千葉支店設備部災害対策室長	関根 和	代理出席
	東京電力株式会社	千葉支店配電保守技術グループマネージャー	松崎 修	代理出席
	東京瓦斯株式会社	千葉支店長	中村 光伸	
	日本通運株式会社	千葉中央支店長	時田 充夫	
	東日本旅客鉄道株式会社	千葉駅長	大川 信典	
	京成電鉄株式会社	京成千葉駅助役	茂木 明	代理出席
	千葉都市モノレール株式会社	営業推進課主幹	長谷川 功	代理出席
	社団法人千葉県トラック協会	総務部長	黒川 猛	代理出席
	社団法人千葉県バス協会	事務局長	増田 清	代理出席
	株式会社ベイエフエム	取締役総務局長	笹生 則夫	
	千葉テレビ放送株式会社	報道部長	竹村 勝之	代理出席
	社団法人千葉市医師会			欠席
	社団法人千葉市歯科医師会	事務局長	高風間 史朗	代理出席
	社団法人千葉市薬剤師会	事務局	川島 大志	代理出席
	有識者等	千葉市消防団	団長	秋元 利夫
千葉市町内自治会連絡協議会		会長	伊勢田 政員	
千草台団地自治会自主防災対策本部		会長	渡辺 志げ子	
千葉市民生委員児童委員協議会				欠席
千葉市老人福祉施設協議会		会長	石井 俊彦	
千葉市社会福祉協議会				欠席
千葉市女性団体連絡会		会長	仙波 慶子	
公募委員		—	廣田 収三	
公募委員		—	細川 美由紀	

（事務局） 藤原市民部長、瀧危機管理担当参事、川田総合防災課長 ほかに5名

4 議 題

- (1) 会長の職務代理の指名について
- (2) 千葉市国民保護計画の変更について
- (3) 報告事項等について

5 議事の概要

(1) 会長の職務代理の指名について

事務局から、会長の職務代理の指名について説明を行った後、会長が職務代理を指名した。

(2) 千葉市国民保護計画の変更について

事務局から、「千葉市国民保護計画」の変更について、変更内容及び変更に係る今後のスケジュールの説明を行い、委員に諮問した。

また、各々の機関に持ち帰り検討いただき、意見等を8月10日(火)までに事務局あてに回答いただくようお願いをした。

その後、回答のあった意見等を集約し、千葉市国民保護協議会から千葉市長への答申として整理する旨の説明を行った。

(3) 報告事項等について

次に掲げる報告等を行った。

- ① 会長による公募委員(2名)の紹介
- ② 関係機関の国民保護に対する心構えなどについて(千葉県警察千葉市警察部池田部長)

6 発言要旨

(1) 会長の職務代理の指名について

事務局：千葉市国民保護協議会条例第3条により、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する職員が、その職務を代理する。」ことを説明した。

会 長：藤代副市長並びに徳永副市長を指名した。

なお、会長を代理する順序は、第一に市民局を所管する藤代副市長、第二に徳永副市長とすることとした。

(2) 千葉市国民保護計画の変更について

事務局：千葉市国民保護計画の変更について説明した。(主な変更内容(案)は次のとおり)

- 国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う事項
- 災害時要援護者への配慮に関する事項
- 「避難実施要領のパターン」等の作成に関する事項
- 市組織改正等に関する事項
- その他

委 員：(その場での意見、質疑等は特になし)

事務局：計画の変更(案)について、それぞれの機関において更に検討のうえ、8月10日(火)までに、本日配布した「千葉市国民保護計画の変更に関する意見照会(回答)」により意見等を事務局あてに提出いただくようお願いした。

また、今後のスケジュールを説明した。(スケジュールは次のとおり)

- 今回、各委員にお願いした「千葉市国民保護計画の変更に関する意見照会(回答)」について、8月中を目途に集約後、必要に応じ委員に再確認をしたうえで、千葉市国民保護協議会から千葉市長への答申として整理する。
- 答申を踏まえ、「千葉市国民保護計画(変更案)」を作成、パブリックコメントの実施及び千葉県知事との協議を経て、計画変更の決定及び公表を行っていく。
- 公表の時期については、国民保護法第35条第6項並びに第8項の規定により、公表と併せて議会への報告が必要となるため、今後の議会日程等を考慮し、平成23年2月を予定としたい。

委 員：(意見、質疑等は特になし)

(3) 報告事項等について

① 会長による公募委員（2名）の紹介

会長：平成20年4月に施行した「千葉市市民参加及び協働に関する条例」を受け、平成21年4月に施行した「千葉市附属機関等の委員の公募に関する要綱」により、昨年度（平成21年度）に千葉市国民保護協議会委員の公募を行い、平成22年4月1日付けで「廣田収三」委員と「細川美由紀」委員、二人の「公募委員」を任命した旨を報告し、それぞれの委員を紹介した。

（廣田委員、細川委員から挨拶）

② 関係機関の国民保護に対する心構えなどについて

千葉県警察千葉市警察部の池田部長から、国民保護事案への対応について、日頃から必要だと考えていることについて、発表があった。（内容は次のとおり）

□ 体制の早期確立

- ・ 大きな爆発音や煙、閃光、振動、異臭、停電、断水などが起こった時、最初のうちは、「何が起こったかよく分からない。」「よく分からないが、大変なことが起こった。」という情報が第一報としてあがってくる。

また、こうした事案は夜間、休日などの通常の執務時間外に発生することが多いのではないかと考える。

- ・ こうした状況の中で、体制をつくり、組織として秩序だった活動を機能するまでには、かなり時間がかかるのではないかと考える。

また、その間の指揮系統や、集まってきた職員に具体的な任務をどのように与えていくのかも必要である。

- ・ 国や県の指示を待っていたのでは、対策が遅くなることもあるので、事案を認知するとともに対応することも必要かと考える。

- ・ 警察では、事件の解決は初動捜査の成否があってほしい決まると言われているので、いかに早く体制を立ち上げるか、ということが勝負である。

□ 情報収集

- ・ 最初は、何が起こったのか分からず、当事者や現場にいる人たちは、パニック状態に陥っていることも考えられる。また、断片的な情報も多い。

こうした中で、いかに情報の収集体制ができているかが、最初は決め手となる。

- ・ 正確な情報をいかに早く入手するかにかかっている。正確な情報が収集され分析されないと、その後の「対策」が立てられないことになる。

- ・ 事案を正確に把握し、被害拡大のおそれ、危険性の度合いなどを見極めることが必要である。

仮に市民を避難させるような場合、その対象範囲の設定、避難場所、避難経路などは正確な情報が元になる。

□ 通信手段の確保

- ・ 指示、命令、伝達方法はどのような手段で行うのか、又、担当者双方の連絡方法はどのように行うのか。

- ・ 例えば、「テロ」事案にあっては、電力や電話などのライフライン設備を同時に攻撃される場合も想定される。

電話が不通になった場合の情報のやりとり、指示命令については、無線の使用が中心になってくるのではないかと考える。

□ 指揮、命令系統の明確化

- ・ 事案発生時には、国や都道府県、市町村、警察本部など様々な機関で指揮本部（対策本部）が設置されると思うが、本部にあっては現場の混乱を避けるため、指揮命令系統は一元化して情報発信（指揮）を行う必要があると考える。

□ 訓練

- 国民保護事案の実例は少なく、経験豊富なプロも少ないので、訓練の効果は非常に高い。
- 平成19年に国、千葉県、千葉市共同で国民保護訓練を実施しているが、このような大掛かりな実動訓練は、頻繁に行うことは実際のところ難しい。
警察でも（捜査訓練などで）実施しているが、様々な想定の上での図上訓練を行うのもいいのではないかと考える。
- 訓練は、同じ場所のみで行うのではなくて、例えば広範囲で現場をどんどん動いていくなど、「変化」をつけることも必要である。
- 訓練に合わせて、装備機材などの点検・使用方法の確認も必要である。

□ 不安心理を和らげる（安心感を与える）情報の発信、報道機関との連携・協力

- 正確な情報の提供が必要である。流言飛語が飛び交うことにより、住民が非常にパニック状態に陥る恐れもあるので、正確な情報を早く伝えることが必要である。
- 情報発信に関して、報道機関の力は絶大であるので、住民に安心感を与えるためにも、報道機関との連携・協力は重要である。

□ 臨機応変の措置

- マニュアルがあってもマニュアルどおりにいかないというのが、実際の現場である。
- 警察も様々な訓練を行っているが、それでもマニュアルどおりにいかないことが多々ある。実際の現場にシナリオはないが、これに対応するには、日頃からの訓練しかないのではないかと考える。

